



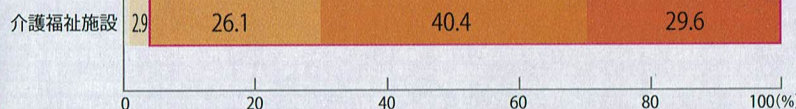
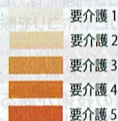
仕事と介護を両立したい——多くの人がそう思っているのに、現実にはうまくいかない。
親の介護に直面して「特別養護老人ホームってすぐ入れるの？」と不安を感じる人は多いはず。
厚生労働省の資料をもとに、利用の状況とスムーズな入所に必要な準備を考えてみましょう。

●介護施設の利用状況

●要介護状態区分別受給者数の割合

介護保険の給付対象となる特養への入所は要介護3以上が原則

ここに注目!



※出典：厚生労働省 令和3年度 介護給付費等実態統計の概況

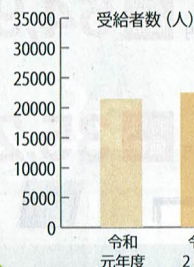
ポイント分析その1



介護保険の給付対象である公的施設「特養」(特別養護老人ホーム)と呼ばれる「介護老人福祉施設サービス。民間の老人ホームと比べて負担費用が少ないために需要が高く、利用できる施設数は年々増えています。ただし、要介護3以上の入所希望者が原則で、入所は要介護度の高い人が優先されますので、早めの申請をしておくのがおすすめです。

●介護休業の利用状況

●介護休業給付の受給者数の年度別推移



ここに注目!

年々増加傾向の「介護休業」は、施設探しなどに活用すべき!

※出典：厚生労働省 令和4年度 介護給付受給者数の推移

ポイント分析その2



近年、各企業で導入の進む「介護休業」は介護が必要な家族ひとりにつき、通算93日間・3回まで分割して休暇を認めたもの。休業中も「介護休業給付」として給与の67%が雇用保険から支給されます。ただし、自らが介護するための取得では、休業が終わった段階で退職へと進みがち。施設入所の情報収集や準備期間に充てるのがベストな活用の仕方です。

データで読むムリをしない介護

介護と仕事はこうして両立!

～早めの準備で、いざという時の施設入所も安心

多くのビジネスパーソンにとって、人生で初めての体験となる親やパートナーの介護。当然、頼りになる情報や事例は限られ、あやふやな情報に振り回されるケースが少なくありません。この連載ではNPO法人「となりのかいご」が集めた豊富な介護データに基づいて、ビジネスパーソンが介護において直面しがちな問題と、解決のためのヒントをご紹介します。



早い段階の相談と申請が両立への不安を減らす

要介護度が進んで在宅介護が難しくなった場合、考えられる選択肢が施設への入所です。現在、介護保険の給付対象となる公的施設は順次増えています。が、利用希望者も多く、申請してもすぐ入所できるとは限りません。とはいえ、そこでご家族が仕事を辞め、自ら介護するのは、やり過ぎや頑張り過ぎのもと。そうではなく、施設入所の条件(原則)となる要介護3の認定を受けた時点で、緊急性がなくても申請だけはおくと、いざという時もあわてずに済むでしょう。もともと早く、要支援、要介護1や2の段階で地域包括支援センターやケアマネジャー、通院中なら病院のケースワーカーに相談しておけば、将来への不安はさらに減らせるはず。仕事と介護の両立を実現するには、早期の準備が決め手です。

NPO法人となりのかいご
代表理事

川内 潤
Jun Kawauchi

上智大学文学部社会福祉学科卒業。老人ホーム紹介事業、外資系コンサル会社、在宅・施設介護職員を経て、NPO法人「となりのかいご」を設立し、現職。ミッションは「家族を大切に思い、一生懸命介護するからこそ虐待してしまうプロセスを断ち切る」こと。



『親不孝介護』
距離を取るからうまくいく。
山中 浩之・川内 潤 著
「親のために」と頑張る介護は、本人も家族も不幸のもと。互いの本当の幸せにつながる、無理のない介護を実例とともに考える一冊。

